

平成31年4月2日

特定非営利活動法人 消費者ネット広島

理事長 吉富 啓一郎 殿

担当(理事) 風呂橋 誠 殿

〒105-0003

東京都港区西新橋2-15

MSC西新橋ビル2階

弁護士法人ノーサイド法律事務所

株式会社 西本ハウス代理人

弁護士 山崎 健介 (印)

同 田村 吉夫 (印)

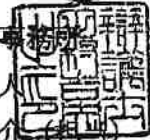
同 山崎 雄 (印)

同 堀池 典子 (印)

同 成嶋 悠 (印)

TEL (03) 6257-1788

FAX (03) 6800-1492



ご 連 絡

当職らは、株式会社西本ハウス（以下「依頼者」といいます。）を代理して、貴法人の「消費者契約法第41条1項に基づく請求書」に関して、下記のとおり、修正案を作成し、修正の趣旨に関してもご説明致します。

こちらの内容でよろしければ、今後、依頼者は、消費者との間で締結する場合には、今回の修正事項を反映したものを利用することお約束致しますので、貴法人が広島地方裁判所において提起している訴訟（事件番号：平成31年（ワ）第107号、不当契約条項使用差止請求事件）は、速やかに取下げて下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 本件約款第15条7項を以下のとおり修正致します。

「工事目的物等の滅失毀損が、本条に基づく瑕疵であるか否かの点について争いがある場合、甲及び乙は、一般社団法人日本公正技術者協会に瑕疵該当性の判断をすることを申し出ることができる。かかる申し出があった場合において、両当事者が同意した上で一般社団法人日本公正技術者協会により瑕疵該当性に関する判断が下された場合、甲及び乙は当該判断にしたがうものとする。」

2. 本件約款第19条に3項として以下の条項を追加致します。

「本条に基づく解除がなされた場合において、着工部分がある場合、着工部分について、甲は原状のまま引渡しを受けるものとする。この場合において、乙は、工事出来形に相当する実損額及びこれに対応する諸経費を甲に対して請求することができる。」

3. 本件約款第21条を以下の条文に差し替えます。

「乙が第20条に基づいて本契約を解除したときは、乙の甲に対する損害賠償請求は妨げられない。また、着工部分については原状のまま甲が引渡しを受けるものとし、甲は前記の損害賠償に加え乙の算定する工事出来形に相当する実損額及びこれに対応する諸経費を合算して乙に支払うものとする。」

以上